

第219回

岐阜県都市計画審議会

議事録

と き：令和4年10月3日（月）午後3時30分から

ところ：岐阜県庁 議会西棟第2会議室

【事務局】

都市政策課長の崎浦でございます。これから、第219回岐阜県都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、着座にて失礼いたします。

まず始めに、本日ご出席の皆様のご紹介につきましては、お手元の資料1の「委員名簿」と資料2の「委員座席図」のとおりでございますので、ご紹介に代えさせていただきます。また、本日は、委員及び臨時委員計23名中、20名のご出席をいただき、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、議事に先立ちまして、都市建築部長から、一言ご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

都市建築部長の野崎と申します。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては平素より都市計画行政に対しまして、格上なるご理解そしてご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日は、ご案内のとおり都市計画道路の変更など議案6件を予定しております。いずれも各地域にとって大変重要な案件でございます。限られた時間ではございますけれども、それぞれの議案についてご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の議事の概要について説明させていただきます。お手元の資料3「議案一覧表」をご覧ください。本日お諮りする議案は、議第1号「本巣都市計画道路の変更について」から議第6号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」までの6件でございます。

では、以降の議事進行については、高木会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【高木会長】

まず、議事に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。が、会長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

一任いただきましたので、本日の議事録署名は、倉内委員と玉田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、審議に入ります。議第1号「本巢都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

都市政策課技術総括監をしております大西でございます。着座にて説明させていただきます。

議第1号「本巢都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書1-1から1-7ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、本巢市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒実線で示している東海環状自動車道、国道157号、国道303号などがございます。主要な施設といたしましては、黒破線で示している樽見鉄道、黒丸で示している本巢市役所糸貫分庁舎などがございます。今回変更します3・4・1号長良糸貫線は、青色で示しており、岐阜市境の本巢市北野を起点とし、大野町境の本巢市屋井を終点とする延長約4,940mの幹線街路でございます。長良糸貫線は、本巢都市計画区域マスタープランにおいて東西方向の都市間連携軸として位置付けております。今回の都市計画変更は、赤実線で示している樽見鉄道と交差する延長約300mの区間について、鉄道との交差の構造を立体から平面交差とし、この交差構造の変更に伴い、道路幅員を縮小する区域の変更を行うものでございます。

次に、長良糸貫線の現在の整備状況について、ご説明いたします。長良糸貫線は、国道157号を境に、東側の岐阜市方面は、幅員25m、4車線、西側の岐阜市方面は、幅員16m、2車線で都市計画決定しています。現在は、黒色で示している国道303号と重複する区間、国道157号の東側の一部区間が供用されています。未供用区間のうち、黒破線で示している3区間について、岐阜県と本巢市で整備を進めているところでございます。今回の変更は、今後、整備に着手する予定である、赤実線の樽見鉄道と交差する延長約300mの区間となります。

次に計画図でご説明いたします。変更前が青色、変更後が赤色になります。長良糸貫線の樽見鉄道との交差部は、現計画では、立体交差とし、側道を含め幅員26.8mで決定しております。現在、樽見鉄道の貨物列車の運行が廃止され、運行本数が減少していることを踏まえ、道路交通への影響について検証しました。その結果、交差構造を平面交差に変更しても円滑な道路交通を確保できることが確認できましたので、交差構造を立体から平面交差に変更するものでございます。また、交差構造の変更に伴い側道部が不要となりますので、道路の幅員を16mに縮小する区域の変更を行うものでございます。

こちらは、横断図です。上側が変更前、下側が変更後となります。平面交差となり側道が不要となるなどの理由により、幅員16mとします。なお、車線の数は2

車線とします。

次に、都市計画手続きの状況でございます。これまで、地元説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、本巢市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。

最後に、都市計画案の縦覧の状況です。令和4年7月15日から7月29日までの2週間、案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

以上のことから、県としましては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第1号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

立体交差をやめる理由が、樽見鉄道の貨物が廃止されたということなんですけども、将来的にも復活するということはなかなか見込めないということもあって、平面交差にするという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

平成18年に貨物列車が廃止され、その後、セメント運搬の手法がトラックになったということ、貨物用のレールも撤去されていますので、復活は見込めないと考えております。

【高木会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第1号は原案どおり承認することに決しました。

続きまして、議第2号「土岐都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第2号「土岐都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書2-1から2-10ページでございます。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、土岐市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒色でお示ししている国道19号、国道21号などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸でお示ししている土岐市駅、土岐市役所などがございます。今回変更します路線は、土岐都市計画道路の高山下肥田線、環状線、三共線の3路線でございます。

今回の変更は、環状線、三共線が「都市計画道路の見直し」によるものとなります。高山下肥田線については、黒丸箇所の新病院へのアクセス道路として、土岐市が新規決定する浅野陶元線との交差点部について区域の変更を行うものです。

はじめに都市計画道路の見直しについてご説明いたします。本県では、平成13年5月に「都市計画道路の見直し方針（案）」を策定し、市町とともに、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。土岐市では、関係機関協議、パブリックコメントを経て令和4年5月に見直し方針（案）を公表しております。これらの都市計画道路の見直し方針を踏まえ、都市計画道路の変更を行うものとなります。

都市計画道路の見直し路線である環状線、三共線についてご説明いたします。議案書2-7ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。環状線は、現在、泉池ノ上町2丁目を起点、泉寺田町3丁目を終点とする、延長約14,880mを都市計画決定しています。三共線は、現在、泉町河合字五反田を起点、肥田町浅野字高根を終点とする延長約880mを都市計画決定しています。

現在、環状線の赤破線区間が未整備となっており、当該区間について都市計画道路の見直し検討を行ったところ、整備が既に完了している黄色でお示した道路で、交通処理が可能であることが確認できました。このため、未整備の赤破線の区間の都市計画道路の区域を廃止し、環状線の終点を国道19号の交差点位置から三共線と高山下肥田線の交差点位置へ変更いたします。

それに伴い、三共線の終点位置も赤丸から高山下肥田線との交差点へ変更いたします。緑色で示した区間はすべて市道となっておりまして、今回の変更と同時に土岐市で決定される予定でございます。

計画図でご説明します。議案書2-8と2-9ページ及び前方のスクリーンも合わせてご覧ください。現在、黄色の区間を環状線、赤色の区間を三共線として、都市計画決定しております。今回の変更では、灰色で示した環状線の一部区間を廃止し、環状線の終点を三共線と高山下肥田線の交差点へ変更、それに伴い三共線の終点位置も変更いたします。緑色で示した区間は市道になっておりまして、今回の変

更と同時に土岐市で決定される予定です。以上が都市計画道路の見直しに関する案件でございます。

つぎに、高山下肥田線についてご説明します。議案書の2-7ページ及び前方のスクリーンをご覧ください。高山下肥田線は、現在、土岐津町高山字町を起点、肥田町浅野字トチモトを終点とする延長約2,680mを都市計画決定しています。今回の変更は、黒丸箇所建設が予定されている新病院へのアクセス道路として、土岐市が、緑実線で示す浅野陶元線を新たに都市計画決定することから、高山下肥田線との交差点部、赤丸で示した区域について変更を行うものでございます。

計画図でご説明いたします。議案書2-10ページと前方のスクリーンをご覧ください。変更前が青色、変更後を赤色で示しています。高山下肥田線において、緑実線で示した浅野陶元線の追加に伴い、高山下肥田線から浅野陶元線への交通量が増加するため、黒旗揚げした交差点の区域、延長約210mの区間について、幅員12mの計画から、右折レーンを追加し幅員15mとする変更を行います。

こちらは、横断図です。上側が変更前、下側が変更後となります。右折レーンを追加するため、計画幅員が15mとなります。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えています。なお、土岐市への意見聴取では、「意見なし」との回答をいただいています。

次に、都市計画案の縦覧の状況です。令和4年7月15日から7月29日まで案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

議第2号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第2号は原案どおり承認することに決しました。

続きまして、議第3号「高山都市計画道路の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第3号「高山都市計画道路の変更について」ご説明いたします。資料は、お手元の議案書3-1から3-7ページです。前方のスクリーンも合わせてご覧ください。

はじめに、高山市の主要な施設等の位置をお示しいたします。主要な道路といたしましては、黒色で示している中部縦貫自動車道、国道41号、国道158号、国道361号などがございます。主要な施設といたしましては、黒丸で示している高山駅、高山市役所などがございます。今回変更します3・5・4号国分寺松之木線は、青色で示しており、高山市中心部における東西の幹線街路として位置付けられております。今回変更を行う箇所は、赤丸で示している終点部の交差点隅切りの変更となります。

次に、今回の変更内容について、ご説明いたします。今回の変更は、高山市が変更手続きを進めている3・6・11号松之木千島線の起点の位置が、国分寺松之木線から国道361号に変更されることに伴い、国分寺松之木線の交差点部の隅切りの区域を変更するものでございます。

次に計画図でご説明いたします。高山市決定の松之木千島線の起点位置が変更することに伴い、国分寺松之木線と松之木千島線の接続部に計画されていた交差点が無くなり、県決定の国分寺松之木線の隅切りが不要となったため、青実線から赤実線に変更いたします。

次に、都市計画手続きの状況です。これまで、地元説明会、都市計画案の公告・縦覧、関係市への意見聴取などを経て、本日の都市計画審議会を迎えております。なお、高山市への意見聴取では、「意見無し」との回答をいただいております。

最後に、都市計画案の縦覧の状況でございます。令和4年7月15日から7月29日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上のことから、県としては今回の都市計画変更案は適切なものであると考えております。議第3号の説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、議第3号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第4号「土岐都市計画区域のうち土岐市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

建築指導課建築構造審査監の堀井でございます。着座にて説明させていただきます。

議第4号について、ご説明させていただきます。土岐都市計画区域における、いわゆる白地地域の形態規制の変更でございます。土岐市が、用途地域を新たに指定することにより、白地地域の範囲が減少することから、指定の範囲を変更しようとするものです。お手元の資料では、4-1から4-5までとなります。あわせて前方のスクリーンをご覧ください。

建築物の形態規制の指定についてですが、用途地域内においては、市町村が容積率・建蔽率を都市計画において定めることが、都市計画法に規定されており、その用途地域及び容積率の数値に応じて、高さの制限が、建築基準法で定められております。一方、白地地域においては、容積率・建蔽率・高さの制限について、「特定行政庁が、都道府県都市計画審議会の議を経て定める」と建築基準法に規定されているため、本審議会にお諮りしたうえで、特定行政庁である岐阜県知事が容積率等を指定しています。

土岐市における白地地域の総括図です。土岐市は、全域が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色で着色された範囲が用途地域の指定がある部分です。残りの白地地域全てを、一般的な住居系の用途地域と同等の形態規制となる「分類Ⅲ」に指定しています。今回の変更に係る区域は、下石町西山地区で、赤で着色された箇所です。新たに約10haが用途地域に指定される予定です。

赤のエリアを拡大したものです。土岐市により、新たに「工業地域」の用途地域が指定される予定です。

白地地域分類Ⅲの指定内容です。形態規制の詳細は、容積率200%、建蔽率60%など、ご覧のとおりです。

今回の「白地地域の変更」と、土岐市による「用途地域の変更」の手続きについて、ご説明いたします。左側が白地地域の変更、右側が用途地域の変更です。白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、土岐市が土岐市都市計画審議会に諮問し、「適当と認める。」との答申を受けています。土岐市の用途地域の変更の決定に合わせて、白地地域の

指定範囲の変更を行いたいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

ご説明にもありましたけれど、市決定で用途がはられたので、白地が減るという部分について、この県の都市計画審議会でお諮りするものでございます。

よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第4号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第5号「高山都市計画区域のうち高山市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

続きまして、議第5号について、ご説明させていただきます。高山都市計画区域における、白地地域の形態規制の変更でございます。先ほどの第4号議案とは逆に、高山市が、都市計画において用途地域の指定を取りやめることにより、白地地域の範囲が増加することから、指定の範囲を変更しようとするものです。お手元の資料では、5-1から5-5までとなります。前方のスクリーンをあわせてご覧ください。

議第4号でご説明したとおり、白地地域の建築物の形態規制は本審議会にお諮りしたうえで、特定行政庁である岐阜県知事が指定しています。

高山市における白地地域の総括図です。高山市は、一部が都市計画区域に指定されており、そのうち、黄色で着色された部分が用途地域です。残りの白地地域全てが、土岐市と同様に「分類Ⅲ」に指定されています。今回の変更に係る区域は、赤保木町地内で、赤で着色された箇所です。新たに約3haが用途地域から白地地域となる予定です。変更後は、他の白地地域と同様の「分類Ⅲ」として指定して参り

たいと考えています。

赤のエリアを拡大したものです。赤線で囲まれた部分について、「第一種低層住居専用地域」の用途地域の指定を取りやめる予定です。

変更後の指定内容です。高山都市計画区域では白地地域の全域を分類Ⅲとしており、その形態規制の詳細は、容積率200%、建蔽率60%など、ご覧のとおりです。

今回の「白地地域の変更」と、高山市による「用途地域の変更」の手続きについて、ご説明いたします。左側が白地地域の変更、右側が用途地域の変更です。白地地域の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。用途地域の変更については、高山市が高山市都市計画審議会に諮問し、「適当と認める。」との答申を受けています。高山市の用途地域の変更の決定に合わせて、白地地域の指定範囲の変更を行いたいと考えています。

説明は以上でございます。ご審議をよろしく願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

確認ですが、資料5-5を見ると、白地に変更する部分のところの現況の土地利用がプールとか公園になっていますが、白地にすることで、この整備ということに対して支障がないというか、大丈夫でしょうか。

【事務局】

実際、今、第一種低層住居専用地域ですと、基本的に住宅しか建てられない地域でございます。

この市民プールが都市公園に指定され都市計画を受けておりまして、既に50年ほど経過しており、施設の老朽化が激しいということで、リニューアル計画を高山市が持っています。

その中でリニューアルをして建物を建てようとするのと、今の第一種低層住居専用地域では、整備予定建築物が建てられないということで、用途地域の指定を外してプールの再整備を行いたいという市の意向でございます。

【高木会長】

元々、多分、現状は既存不適格ですね。

【事務局】

そうです。先にプールができた後に、用途地域が敷かれました。

【高木会長】

そういうことですね。

現状の土地利用を加味して整備をしたいということもあって、外して整備をしたいということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【高木会長】

わかりました。ありがとうございます。他にご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第5号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第5号は原案どおり承認することに決しました。

続いて、議第6号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局】

議第6号「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について」順にご説明させていただきます。お手元の資料では、6-1から6-8までとなります。前方のスクリーンをあわせてご覧ください。

今回お諮りしますのは、「海津都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

はじめに、建築基準法第51条について簡単にご説明いたします。建築基準法では、火葬場やごみ焼却場など、都市に無くてはならない施設ではありますが、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものについては、原則、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築してはならない。」と定めています。ただし、「特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」とされており、今回ご審議いただくのはこの部分でございます。なお、今回の場合、特定

行政庁は、岐阜県知事になります。次に、火葬場等以外の許可対象施設としては、建築基準法施行令第130条の2の2に規定されており、廃棄物処理法に定められる「ごみ処理施設」、いわゆる、一般廃棄物処理施設と、産業廃棄物処理施設が、これに当たります。今回は、産業廃棄物処理施設の計画について、建築基準法第51条に基づく許可申請があったため、本都市計画審議会にお諮りすることとなったものです。

許可の審査におきましては、用途地域、周辺の土地利用状況等の「土地利用に関すること」、交通上の安全性や排水先の有無等の「道路等に関すること」、騒音や振動等、「周辺の生活環境への影響に関すること」、「その他」として地元市町村長の意見や、周辺住民等への周知状況などを考慮し、「都市計画上支障が無いかどうか」を判断しております。

これらを踏まえたうえで、今回の許可申請の概要を説明します。申請者は、株式会社タイボー、代表取締役、平野二十四。用途は、産業廃棄物処理施設。敷地は、海津市南濃町志津字野中901番10外9筆。用途地域は、用途地域の指定のない区域です。敷地面積は、3,729.85㎡です。施設内容としては、廃プラスチック類の破碎処理施設であり、処理能力は1日あたり14.52トンです。なお、今回の計画敷地では、平成2年より、同じ事業者が廃棄物処理法の手続きを経て、今回申請と同様の事業である廃プラスチック類の破碎を行っておりましたが、令和3年3月に発生した火災により、建築物が焼失したため、あらためて、建築物を新築するため許可が必要となったものです。

今回申請施設における廃プラスチック類の破碎については、1日当たりの最大処理能力が5トンを超えるため、廃棄物処理法施行令における「産業廃棄物処理施設」に該当し、建築基準法第51条の制限対象施設となります。今回、建築物のすべてを新築しますが、火災焼失以前から行っていた事業と同一の事業であり、実務としての行為内容の変更はありません。

計画建築物の概要です。建築物は6棟あり、いずれも新築です。合計床面積は1,030.87㎡で、建蔽率、容積率とも余裕のある状況です。破碎処理は、廃棄物処理施設において行われます。

運搬車両につきましては、施設の最大処理能力での想定で、1月当たり計74台の運搬車両が見込まれます。1日当たりでは3台～4台となります。処理品目の「廃プラスチック類」ですが、具体的には、建材メーカーから排出される、壁紙、レザーシート等です。建材メーカーにおいて製品の生産過程で生じた余剰材、いわゆる「は材」です。破碎後は再生プラスチックのリサイクル原料製造工場へ建材シート用原料等として販売します。施設は、午前8時から午後8時まで、休憩時間を除き、11時間稼働する計画となっています。

具体的な位置等について説明いたします。位置図です。申請地は、海津市の南西部に位置しております。

都市計画総括図です。申請地は、都市計画区域内の、区域区分非設定、非線引きで、用途地域の指定のない白地地域です。黄色で着色された部分は、都市計画区域を示しており、赤色で着色された部分が申請地です。

航空写真です。申請地は赤色で表示された箇所です。県道南濃・関ヶ原線に直接、接しています。県道が搬出入経路で、直接、敷地への車両の出入口となります。

現況写真です。申請地上空から望んだもので、現況は、建築物の無い更地になっています。

配置図です。赤色に着色した部分が、許可申請に係る敷地の範囲です。建築物は6棟で、すべて新築となります。

廃棄物処理施設の平面図です。破砕機は建物内の西寄りに配置され、破砕されたプラスチック類は、建物内の製品置き場に空気搬送されます。その後、別棟の製品倉庫棟内へ移動させます。

搬入材料と搬出材料の写真です。上段左は、壁紙、いわゆる、ビニールクロスと呼ばれるものです。下段左は、レザーシート、車や家具のシート等になります。それぞれ右側の状態に破砕処理され、建材シート等の原料として、リサイクル原料製造工場に搬出されます。

地元説明等に関しましては、本敷地で事業を開始する前の昭和63年に締結していた覚書及び誓約書の内容を継承、集約した協定書を、新たに近隣5つの自治会と令和4年4月9日付けで結んでおります。具体的な内容としては、騒音、排水、車両に関する事等その他、意見交換及び協議について等を定めています。

また、本計画に対する海津市からの意見をご紹介します。

「申請地は、学校、保育園・幼稚園および病院・福祉施設などからは離れていません。搬入・搬出経路は、主要地方道南濃・関ヶ原線を通る計画であり、交通上の観点からも問題ないと考えます。以上のことから、株式会社タイボーが申請されている工場に関して、都市計画上支障のないものと考えます。」

以上が、海津市からの意見です。

県としては、本計画につきまして、「都市計画上支障がないと認めて許可をすることが適当」と考え、諮問させていただく次第です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【高木会長】

ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はありませんか。

火災があったということで、住民の皆さんとは協定を結び直してということで大丈夫だとは思いますが、少し不安だったりとか、そんなことが懸念されるのですが、その辺りは十分、事業者さんは説明されているのでしょうか。

【事務局】

周辺自治会とは、トータル10回以上の打合せ、会合を持ちまして、協定書の中に反映しています。

また、火災の原因としましては、警察と消防の見解としましては、破砕機に付いているカッターを研磨する作業で、研磨した際の火花が製品の方に移って、それがくすぶって火が点いたのか、又は、送風機の漏電のどちらかではないかという見解で、不審火ではないという見解となっています。

それに対する対策としましては、研磨作業はこの場所では行わず、外注し、また、送風機は使わないこととします。

今回の計画について、消防同意をいただいております、消防法に基づく消防施設以外に追加で自動火災報知設備の設置や、機械泡消火器、パッケージ型消火設備を配置しております。

また、防火水槽も設置義務は無いのですが、任意に設置し、そのようなことを住民に説明しまして、盛り込んでいるという計画です。

【高木会長】

追加的に色々対策をとっておられて、住民の方もそれでご理解いただいているということですね。

ありがとうございます。他にご意見・ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問がなければ、採決に移ります。議第6号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議第6号は原案どおり承認することに決しました。ありがとうございます。

議案の審議が終了しましたので、続いて、知事に対する答申についてお諮りします。事務局から答申案の配布をお願いします。

ただいまお配りしました案は、本日ご審議いただいた結果に基づき、議第1号から議第5号までについては、原案を適当と認め、議第6号については、都市計画上支障がないと認めるものです。知事に対する答申について、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議ないようですので、知事に対する答申については案のとおり決定します。
ありがとうございました。

【事務局】

高木会長をはじめ、委員の皆様方、本日はご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第219回岐阜県都市計画審議会を閉会します。

(おわり)

議事録署名者

会 長

委 員

委 員